

令和元年9月第26回亶理町議会定例会会議録（第6号）

○ 令和元年9月18日第26回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 3 番 小野 一雄

4 番 佐藤 邦彦 5 番 小野 典子

6 番 高野 進 7 番 安藤 美重子

8 番 渡邊 健一 9 番 高野 孝一

10番 佐藤 正司 11番 森 義洋

12番 大槻 和弘 13番 百井 いと子

14番 鈴木 邦昭 15番 木村 満

16番 熊田 芳子 17番 佐藤 アヤ

18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 班 長	星 香	保 険 年 金 班 長	木 村 昌 徳
農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸	商 工 観 光 課 長	齋 義 弘
都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美	施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦
上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博
教 育 長	岩 城 敏 夫	教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1 号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成30年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 平成30年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 10 号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 11 号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上11件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 14 議案第88号 物品購入契約の締結について(令和元年度亶理町保健福祉センター備品購入)
- 日程第 15 議案第89号 工事請負契約の締結について(令和元年度(復交))

町道五十刈線道路改良工事)

日程第16 議案第90号 工事請負契約の締結について(令和元年度(社総交)町道逢隈亘理線道路改良工事)

日程第17 議案第91号 工事請負変更契約の締結について(平成31年度(復交)町道東街道線舗装補修工事)

日程第18 議案第92号 教育委員会教育長の任命について

日程第19 報告第24号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)

日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長(佐藤 實君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、14番 鈴木邦昭議員、15番 木村 満議員を指名いたします。

議長諸報告

議長(佐藤 實君) 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長より説明員変更の通知がありました。

健康推進課 齋藤 彰課長にかわり、星 香健康推進班長、木村昌徳保険年金班長が説明員として出席しますので、ご了承願います。

第2、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案5件、報告1件、計6件が提出されております。

第3、さきに委員会に付託しておりました平成30年度亘理町各種会計決算認定に

ついて、決算審査特別委員長から審査報告書を受理しております。

第4、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 令和元年第26回互理町議会定例会追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案5件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第88号 物品購入契約の締結について（令和元年度互理町保健福祉センター備品購入）につきましては、去る9月6日に入札を執行した物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第89号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）及び議案第90号 工事請負契約の締結について（令和元年度（社総交）町道逢隈互理線道路改良工事）の2件の議案につきましては、去る8月23日に入札を執行したそれぞれの工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第91号 工事請負変更契約の締結について（平成31年度（復交）町道東街道線舗装補修工事）につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第92号 教育委員会教育長の任命についてにつきましては、教育委員会教育長として奥野光正氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第24号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましては、

町道早川十文字線で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により令和元年9月3日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、追加提出議案等につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議賜り原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1 号 平成30年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第13 認定第11号 平成30年度亙理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上11件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第3、認定第1号 平成30年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、認定第11号 平成30年度亙理町水道事業会計決算認定についてまでの、以上11件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔決算審査特別委員長 鈴木高行君 登壇〕

決算審査特別委員長（鈴木高行君） では、私から審査の結果を報告します。

令和元年9月18日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

決算審査特別委員会委員長

鈴木高行

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1、付託事件。認定第1号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成30年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。第26回亶理町議会定例会において、当委員会に付託された平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算外10件の認定案の審査のため、9月11日から9月17日までに4日間委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

(1) 方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亶理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおり執行されたかを審査しました。

(2) 経過。9月11日水曜日、認定第1号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳入全部、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月12日木曜日、認定第1号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。認定第3号 平成30年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月13日金曜日、認定第2号 平成30年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。

査。認定第6号 平成30年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 平成30年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第11号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定審査。

9月17日火曜日、現地調査。

3、審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査した結果、各種会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

なお、本委員会は、別紙のとおり附帯決議をすることに決しました。

平成30年度亶理町一般会計・特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業会計決算認定に対する附帯決議。町長は、収入未済額のさらなる縮減を図るよう、適切かつ積極的な取り組みを推進するとともに、事務事業の見直しを継続し、より一層の効果的・効率的な行財政運営に努めること。

以上、決議する。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第11号までの以上11件は、議長及び議会選出監査委員を除く15名の委員をもって4日間審査いたしました。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成30年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 平成30年度互理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成30年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 平成30年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 平成30年度互理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 平成30年度互理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成30年度互理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 平成30年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成30年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 平成30年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 平成30年度互理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成30年度互理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 平成30年度互理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 平成30年度互理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 平成30年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成30年度互理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 平成30年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 平成30年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第11号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第11号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第11号 平成30年度亶理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で、一括議題に係る討論採決は終了いたしました。

日程第14 議案第88号 物品購入契約の締結について（令和元年度亶理町保健福祉センター備品購入）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第88 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第88号 物品購入契約の締結についてご説明させていただきます。

追加議案書1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、新たに整備されます保健福祉センターで使用する物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事業名は、令和元年度亶理町保健福祉センター備品購入。

契約金額は、1,705万円。

契約の相手方は、合資会社石垣でございます。

なお、落札率は56%でございました。

入札の概要につきましては、2ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年9月6日。

入札の方法は、条件付一般競争入札です。

条件の主なものは、亶理町入札参加資格者名簿に物品購入、什器類または文具、事務用機器類として搭載されており、かつ宮城県内に本店または支店を有している事業者でございます。

入札参加業者は、渡辺太陽堂、石垣の2社でございました。

入札回数は1回。購入品目及び数量、そして仕様については、4ページ以降に別紙の備品購入仕様明細書を添付しておりますのでご参照願います。

受け渡し期限につきましては、令和元年11月30日と設定しております。

以上で議案第88号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちら物品入札の件でお伺いいたします。

今回のこの入札参加業者、こちらの入札に当たってのメーカー、こちらは2社です。2社ともどちらのメーカーのほうで入札に参加されたのでしょうか。

あと、もう1点なんです。こちらの入札制度なんですけれども建設業法に照らし合わせて入札のほうを行っていると思われるんですけれども、物品購入の入札に関してなぜ建設業法に照らし合わせて入札を行っているのか。こちらお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、今回2社のそれぞれのメーカーを使っている内容かというご質問ですけれども、まず、前回と同じように今回の入札に関しましても、契約締結後にそちらの業者のほうと打ち合わせをするということになってございますので、入札の段階ではどちらのメーカーで入札したかというのはわからない状況でございます。ただ、落札されました石垣につきましては、コクヨの製品という話は、そちら入札後、仮契約後にそういう話を聞いてございます。

以上になります。

失礼しました。もう1点ですけれども、建設業法を準拠しているというお話でのお話ですけれども、まず、物品購入契約につきましては、決まった明確な法律に基づいて入札等を行っておりません。その中で亶理町におきましては、その建設業法もしくは亶理町の財務規則、そういったものに基づいてこちら物品購入の入札関係を行っております。特段、建設業法を使っているというわけではございまして、そちらを参考にさせていただきながら入札を行っているという考え方でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 特段、建設業法を参考にしているということではございますけれども、今

回の物品購入入札だけでなく、今回議案のほうにもございました物品購入の入札落札率は41%、今回は56%とかなり低い数字となっています。物品の入札ですので、確かに定価の金額からかなり金額落とせたりすることはできるでしょうし、入札参加業者のほうも頑張っただけ金額を入れているとは思いますが、さすがに41%ぐらいになりますと設置費用まで考えるとなかなか厳しいような気がしております。こちらでも今回も石垣さん56%ということで、建設業法に照らし合わせたり、互理町のほうですと5,000万円以下の入札は結果的に1社入札になったとしてもしょうがないというか、認められてはいますが、物品購入の入札になりますと何品目も、ここまでの大きい金額の入札はなかなかないとは思いますが、400万円、500万円ぐらいの入札であったとしても1品目、2品目の差でかなりの金額が動くわけではないので、同じように今後も考えていくというのはいかがなものかなとは思いますが、そこら辺の検討は今後どうお考えなのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 物品の入札に関しまして建設業法に倣って、例えば工事の場合ですと5,000万円であれば1社の入札は不可という形にしております。例えばそういう形にとれないかというようなお話かと思いますが、そういう感じのご質問ということで受けましたけれども、工事関係については公共工事の品質の確保の促進に関する法律、そういったものでダンピング防止とか、あとは粗悪工事、そういったものを防ぐために最低制限価格というものを設けております。こちらについては、物品についてはもともとの製品ができているということもありまして品質は確保されるということで、そういった最低制限価格というのは設けておりませんので、そしてそういったことも踏まえまして、今のところはその物品に関しましては1社であっても入札は可という形にしております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 結果的に1社入札になってしまうということというのはあるとは思いますが、やはり競争性が働かないのはいかがなものかなというふうに感じております。

最後に1点だけなんですけど、こちらの品目全て設置がどの段階で終わるのかをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進班長。

健康推進班長（星 香君） 令和2年1月6日の開庁日を前提に入札を実施しております。

なお、今後は万全を期すために落札した備品納入業者と保健福祉センター建設工事会社と工程等の協議を重ねてまいり決めたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第89号 工事請負契約の締結について（令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第89号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第89号 工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書15ページをお開き願います。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、令和元年度（復交）町道五十刈線道路改良工事です。

請負金額が、5億1,535万円。

契約の相手方は、株式会社八木工務店です。

なお、落札率は85.04%でございました。

工事の概要につきましては、隣の16ページの資料をごらん願います。

入札年月日は、令和元年8月23日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で建設業法による土木一式工事について総合評点値が800点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、阿部工務店、田中建材輸送、八木工務店、千石建設の5社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町吉田字下大畑地内外で、18ページの位置図を参照願います。

工事内容につきましては、避難道路であります町道五十刈線の国道6号接続に係る道路改良工事になりますが、町道五十刈線、池田線、国道6号及び黒森沢水路について記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、19ページ以降に計画平面図、標準横断図を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、令和2年12月25日までと設定しております。

以上で議案第89号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私、当初この五十刈線は平成28年度内の完了予定というふうに聞いていましたけれども、延びて、延びて、こう来ましたけれども、それで今回、令和2年12月25日工期となっておりますけれども、これでこの五十刈線は完了になるのかどうか。まず、これをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 五十刈線の工事につきましては、この契約が一番最後の工事となっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） となりますと、ここ6号線に入ります。6号線に入りますと、この信号機をどのように設置されるのか。以前聞いたのは、北側のほうにある、ローソンのところにある信号機を外して、そちらのほうに取りつけると聞きました。しかし、あそこの信号機取り外した場合、あそこもうすごい信号機があっても事故が多いところですよ。そこのところをどのように考えているのか伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事期間中につきましては、今、立っている押しボタンの信号をなくすことはできませんので、警察と国交省と協議しまして北のほうの、1本北の交差点、大きな交差点じゃないんですが、1本北のほうに移すということになってございます。あと完成するときには、今回つくります国道6号と五十刈線の交差点に新たに信号が設置されるものでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そうしますとその信号も手押し信号機になるのかということですが、けれども、お願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事期間中移設する信号につきましては、押しボタンの信号と考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） これ国道部分と交差するんですけれども、国交省の事業というのはここの中に含まれないのか。国交省と相まってやる部分というのは出てこないのか。町単独で全部やれるのかということなんです。

あともう一つは、今回2点、工事請負契約出てきたけれども、以前には3点と追加議案の前には5点、全部で10件の物件が工事請負契約出てきているけれども、今後何件発生する予定になっているか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回の避難道路に伴う交差点改良につきましては、全額町が負担ということで、その財源につきましては全て復興交付金で賄われております。

あと、10件工事発注されたということなんです。避難道路につきましては、橋本掘の1工区を除きまして全て発注済みでございますので、このような大きな工事

は今後はない予定でございます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 上下水道課の工事に関しても、今後は議会案件にかかわるものは今のところはないというところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） この工事の順番でちょっとお聞きしたいんですけども、工事は東側のほうから始まってくるのか、それとも西側のほうから始まってくるのか。着手するときの、どちらが先に工事が始まるのかを伺います。

それとあわせて、迂回路です。迂回路につきましては、どのような計画を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 工事の手順につきましては、黒森沢の現在、開渠になっている水路を全部やり直しましてボックスカルバート入れる都合上、下流から上流に向けてというのが鉄則でございますので、基本は東から西に向けて工事は進むようになりますが、国道の現在入っているところの黒森沢部分も全部掘り起こして新しいものに入れますので、その国道部分のところのタイミングで多少時期的に東西前後する場合はあるかもしれません。

そして、その国道部分を工事する際には、国道をとめるわけにはいきませんので、東側に迂回路をつくりまして国道はとめないでそのまま工事する予定でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 工事請負契約の締結に

ついでに、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第90号 工事請負契約の締結について（令和元年度
（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第90号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第90号 工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の21ページをお開き願います。

本議案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、令和元年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事です。

請負金額が、8,448万円。

契約の相手方は、株式会社岩佐組でございます。

なお、落札率は75.13%でございました。

工事の概要につきましては、隣の22ページの資料をごらんください。

入札年月日が、令和元年8月23日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で建設業法による土木一式工事について総合評点値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者は、芦名組、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、八木工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、SSスチール開発、保志工務店の11社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町逢隈下郡字明神地内外で、26ページの位置図を参照願います。

工事内容は、幅員10メートル、延長505メートルの道路改良工事であり、土工、排水工、舗装工について記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、27ページ以降に平面図、標準横断図を添付しておりますので、ご参照願います。

工期につきましては、令和2年の3月31日までと設定しております。

以上で議案第90号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第91号 工事請負変更契約の締結について（平成31年度（復交）町道東街道線舗装補修工事）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第91号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、議案第91号 工事請負変更契約の締結についてをご説明させていただきます。

議案書の29ページをお開き願います。

本議案につきましては、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第

1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成31年度（復交）町道東街道線舗装補修工事であります。

請負金額は、変更後金額が6,569万7,500円であり、415万2,500円の減額です。

契約の相手方は、株式会社ウジエ道路工業でございます。

請負金額の減額が必要となった主な理由につきましては、30ページの資料をごらん願います。

本工事につきましては、東日本大震災復興交付金事業を活用して町道東街道線の舗装補修工事を行う工事になりますが、舗装の損傷度合いを含む測量の結果から、施工延長を910メートルから967メートルに57メートル延伸するとともに、道路幅員8メートルを6.6から7.6メートルに変更するもので、車道表層、上層路盤、路上路盤再生、区画線設置について記載の仕様により施工するものでございます。

なお、工期につきましては、変更前に同じであります。

31ページ以降に位置図、平面図、標準横断図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で議案第91号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時05分といたします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時02分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第92号 教育委員会教育長の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第92号 教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、議案第92号 教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会教育長として次の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、ご提案を申し上げます。

住所につきましては、亙理町字新町22番地の4、氏名は奥野光正、生年月日は昭和34年4月30日、60歳でございます。

経歴につきましては、次のページに記載のとおりでございますが、奥野氏におかれましては、昭和57年3月に宮城教育大学教育学部中学校教員養成課程ご卒業後、昭和57年4月に岩沼市立玉浦小学校教諭に着任して以来、岩沼小学校、宮城教育大学教育学部附属小学校、そして本町荒浜小学校においても教鞭をとられたほか、宮城県中央地域子どもセンターや岩沼市教育委員会学校教育課、さらには宮城県気仙沼教育事務所といった教育関係機関においても課長や所長といった要職につかれ、平成30年4月からは亙理中学校校長として現在ご活躍をいただいている方でございます。

このように、奥野氏におかれましては学校教育現場はもとより、市町村教育委員会に対し指導や支援等を担う教育事務所の所長を務められたご経験をお持ちであり、人格高潔ですぐれた識見を有した、まさに教育行政に精通された方でございます。そのため、東日本大震災以降、特に被災した小中学校の早期復旧に一方ならぬご尽力をいただきました、岩城教育長の後任として奥野氏に教育長にご就任いただくことが本町教育行政のさらなる進展に有用であると考え、今回ご提案を申し上げます。

以上、議員各位のご同意方、よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第92号 教育委員会教育長の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第92号 教育委員会教育長の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第19 報告第24号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第24号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第24号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）の関係を説明申し上げます。

追加議案書の38ページをごらんいただきたいと思います。

令和元年9月3日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものであります。

次の39ページの専決処分書をごらんいただきたいと思います。

令和元年7月16日に亙理町逢隈十文字字牛頭204番地7地先の町道早川十文字線で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたの

で、専決事項の指定（平成16年亙議発第10号）第2項の規定により専決処分したものであります。

具体的な事故の状況については、当日午前10時30分ごろ国道6号線から県道荒浜港今泉線に向かって走行中に舗装路面に幅・長さとも60センチ程度の穴があり、気がつかず左側前後輪のタイヤ及びホイールが破損した事故となっております。

町としては、報告を受け直ちに安全対策をとり、すぐに路面の補修を実施いたしました。

次の40ページをごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償額について。令和元年7月16日に前の専決処分書で説明した事故について下記のとおり賠償額を決定し和解するものであります。

記として、1、和解の相手方、亙理郡亙理町字〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇氏でございます。

2、和解の内容（1）として、亙理町は本件事故に関し損害賠償費として、上記相手方に対し17万4,507円を支払うものとする。

（2）相手方と亙理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第24号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第20 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

教育長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。教育長。

教育長（岩城敏夫君） この場から失礼させていただきます。

9月30日の任期満了につきまして、教育長を退任するに当たり一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

平成21年10月1日に教育長の職を拝命し、以来、3期10年間という長きにわたり重責を担ってまいりました。この間、議員の皆様方には数々のご支援、ご理解に支えられ、時には叱咤激励をいただきながら、十分とは言えないとは思いますが何とか与えられた職務を果たすことができたのではないかなと自分自身では思っております。改めまして、議員各位に対しまして衷心より感謝とお礼を申し上げたいというふうに思います。今後は、四季折々の風に教わりながら、一町民として健康で充実した毎日を送っていきたいもんだなというふうに思っているところでございます。

結びになりますけれども、議員各位の今後ますますのご健勝とご活躍を祈念し、甚だ粗辞ではございますけれども、御礼の言葉とさせていただきます。本当に長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

議長（佐藤 實君） 教育長の挨拶が終わりました。任期満了前の最後の定例議会に当たりますので、ご挨拶を申し上げます。

我々議員の任期は11月12日をもちまして満了するわけではありますが、この4年間議会運営に当たりましては議員各位のご協力をいただきながら議長の職を務めさせていただきましたこと厚く御礼申し上げますとともに、精力的に慎重審議に当たられました議員各位のご協力に対し深く感謝を申し上げる次第でございます。また、震災から8年半が経過し、復旧復興事業推進につきましては町長を初め職員の皆様のご尽力により、復興事業全体の9割が完了したことに対しまして敬意を表するとともに衷心より感謝を申し上げます。

我々議会といたしましても特別委員会を設置し、復旧復興事業の推進に取り組んでまいりました。亘理町震災復興計画も残り1年半余りとなり、現在、建設中の

役場新庁舎・保健福祉センターの工事も順調に進んでおり、来年1月の開庁に大きな期待を寄せているところではありますが、今任期中に新議場での議会が開催できないことが唯一の心残りでもあります。どうか皆様におかれましては、スピード感を持って復興の総仕上げに取り組んでいただきたいと思います。今回の震災を教訓とし、後世に伝え、町民一丸となり、安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりに今後ともご尽力いただきたいと思います。

最後に、来る選挙に当たりましては、再出馬をなさる議員各位の当選とご活躍を願い、あわせて我が互理町の復興と今後ますますの発展を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますがご挨拶といたします。

次に、町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長（山田周伸君） 第26回互理町議会定例会の最終日に当たり、議員の皆様方に御礼を兼ねたご挨拶を申し上げます。

去る9月2日に開会いたしました本定例会につきまして、本日まで議員の皆様におかれましては、本会議及び各委員会を通して慎重ご審議を賜り、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、本日をもって議案29件、報告5件、平成30年度の決算認定11件、合計45件の議案を慎重にご審議賜りまして、それぞれ原案どおり可決承認いただきましたことに心から感謝を申し上げます。本会議、あるいは委員会等で賜りましたご意見・ご要望につきましては、今後の予算執行、また、施策を通じてできる限り議員の皆様方の意に沿うよう努力をさせていただきたいと考えております。

さて、在任中、数多くのご功績を残されました議員各位におかれましては、任期満了が間近に迫ってまいりました。特にこの4年間は東日本大震災からの復旧再生期から発展期へと移行した時期であり、まさに復興完遂に向けた非常に重要な時期でございました。このような中、議員皆様の格別なるご理解とご支援を賜り、着実に復興事業を進めることができたこと重ねて御礼を申し上げます。

そのような中で、このたび後進に道を譲るためご勇退される方におかれましては、議席を去られましても在任中と変わりなく、ふるさと互理町のさらなる発展のためご指導・ご支援を賜りますよう切にお願いを申し上げます。また、引き続き町議会議員に立候補される皆様におかれましては、ご健闘いただきましてめでたく

当選され再び議場でお目にかかれますよう心から祈念をいたしております。どうか議員の皆様方には、くれぐれもご健康にご留意され、今後ともそれぞれの分野でますますご活躍されますよう心から祈念を申し上げまして定例会終了に当たりましての御礼を兼ねたご挨拶とさせていただきます。

皆さん、まことにありがとうございました。

議長（佐藤 實君） 町長の挨拶が終わりました。

これをもって、令和元年9月第26回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時19分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 邦 昭

署名議員 木村 満